

平成19年6月

お客さま各位

振込先の口座に入金できなかった場合のお手続きを変更いたします

平素は、「山梨中銀ダイレクト」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、平成19年6月18日(月)から、「山梨中銀ダイレクト」による振込につきまして、振込先の金融機関で口座に入金できなかった場合の振込資金のご返却手続きを、下記のとおり変更いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. これまでのお客さまのお手続き

振込先の金融機関で「受取人名相違」等により受取人口座に入金できない場合には、お客さまに確認のため「振込組戻・訂正依頼書」へご記入いただくお手続きをご依頼しておりました。

2. 今後のお客さまのお手続き

振込先の金融機関で「受取人名相違」等により口座に入金できず、振込先の金融機関から当行に振込資金が返却された場合には、お客さまが振込資金をご出金された口座に当該振込資金を返却いたします。(書面によるお手続きを不要とし、利便性向上を図りました。)

その場合、振込手数料および消費税等につきましては、一旦振込手続きをさせていただいていることから、ご返却はできませんのでご了承ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

フリーダイヤル：0120-201862 (照会コード：9)

受付時間 月曜～金曜 9：00～17：00 (銀行休業日を除きます)